

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、社会と共に持続的な発展を遂げるため、「ビッグデータ×人工知能で世界を進化させる」という企業理念に基づき、コーポレート・ガバナンスの充実を最重要課題と位置づけ、株主の皆さまを始め全てのステークホルダーとの信頼関係を構築し、企業価値の最大化に努めること、社会に貢献し続けることが重要であると考えています。このため、私たちはそれぞれに求められる役割を十分に理解し、経営の効率性及び健全性を高め、透明性の高い経営に取り組んでまいります。

(当社におけるコーポレート・ガバナンスの重点事項)

- ・取締役会・監査役会等による経営の監督を充実させ株主の皆さまに対して説明責任が果たせること
- ・コンプライアンス及び内部統制機能を強化し、企業価値向上を実現する体制構築に努めること
- ・適時適切な情報開示を行うとともに、ステークホルダーと積極的にコミュニケーションを図ること

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則4-1- 】

当社は、会社の持続的な成長のためには最高経営責任者等の後継者計画が重要な課題と考え、独立社外取締役を含む取締役会で検討していきたいと考えています。現在においては、後継者計画といった具体的な手続きプランを明示しているものではありませんが、今後取締役会の監督のもと、適切に計画を立案していきたいと考えています。

【補充原則4-10- 】

当社は、独立した諮問委員会は設置していないものの、取締役の選解任・報酬などの決定には、独立社外取締役が出席する取締役会の承認を得ており、独立社外取締役の適切な関与・助言を得ています。現在においては、現行の仕組みは適切に機能しており、任意の諮問委員会等は必要ないものと考えています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

当社のコーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示については、以下のとおりです。

【原則1-4. 政策保有株式】

当社は、現在政策保有株式として上場株式を保有しておりません。今後、保有を検討する場合には、中長期的な視点で得失等を総合的に勘案します。また、保有した場合の議決権行使については、以下の事項等を勘案して適切な社内手続きを経て賛否を決定してまいります。

- ・業績の推移、資本政策、コーポレート・ガバナンスの整備状況、重大な不祥事、役員の適性、株主価値向上の有無等

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社は、基本的に関連当事者取引を行わない方針ですが、仮に当社役員または役員が代表を務める会社(関連当事者間)との取引を行う場合には、取締役会での事前審議・決議を要することとしています。また、当該取引の状況に関しては、定期的に取り締り報告することとしています。

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

現在においては、当社は企業年金制度を導入しておりません。

【原則3-1. 情報開示の充実】

会社経営の基本方針

当社は「ビッグデータ×人工知能で世界を進化させる」という経営理念を抱き、この理念を具現化するため日々邁進しています。ユーザーは常に正しいという視点でユーザーの行動を観察し、今の時世に合ったサービスを提供すること、また、長期的に多くの皆さまに提供できるローコストオペレーションの仕組化を実現していきます。

翌年度の業績予想につきましては、決算短信にて開示しています。

コーポレートガバナンスに関する基本的な考えと基本方針

本報告書「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬につきましては、2014年10月開催の臨時株主総会で承認された年額200,000,000円の範囲内で、代表取締役社長が担当職務、業績、貢献度、同業他社の動向等を総合的に勘案し月例固定報酬となる定期同額給与を作成し、社外取締役を含む取締役会で承認しています。

取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

経営陣幹部社内取締役につきましては、取締役の評価や社員の人事考課の結果を基に、次年度の取締役構成を検討、素案を作成し、取締役会に答申し、取締役会の決議を経て、定時株主総会の議案としています。社外取締役につきましては、高い独立性に加えて、専門性・経験等の観点から取締役会が多様性を踏まえたバランスの取れた構成になることを考慮し、取締役会の決議を経て、定時株主総会の議案としています。常勤監査役・社外監査役につきましては、高い独立性に加えて、退任もしくは留任する社外監査役の専門分野等を勘案し、適した候補者を各方面から

検討し、監査役会の決議を経て、定時株主総会の議案としています。

取締役会が上記原則3-1 を踏まえて経営人幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の個々の選解任・指名についての説明
経営陣幹部・取締役・監査役の選任理由につきましては、招集通知にそれぞれの略歴と合わせ記載しています。

【原則4-1 取締役会の役割・責務】

当社取締役会は、全取締役及び全監査役をもって構成され、会社の業務執行に関する重要事項等を決定し、取締役の職務の執行を監督しています。当社は、「取締役会規程」により、取締役会の決議事項を定め、業務意思決定を迅速に行うため、取締役会決議事項を除くその他業務執行に係る権限の多くを社長または各業務を担当する役員に委任しています。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、独立社外取締役の選任に関する判断基準として、当社が上場している東京証券取引所の「有価証券上場規程施行規則」や「上場管理等に関するガイドライン」に記載されている社外役員の独立性に関する事項などを参照し、候補者を選定しています。

【原則4-11 取締役会の構成 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社取締役会は、企業規模に応じて迅速かつ適正な意思決定を行うことができる取締役会の規模を検討した結果、定款では3名以上と定めていますが現在5名で構成されています。今後も当社にとって適正な規模の範囲内で多様性を意識した構成とするべく取締役の追加について検討してまいります。また、取締役の選任に関しては、様々な分野で指導的役割を果たし豊富な知識と経験を有している者を、総合的に精査をした上で、候補者として選任する方針としています。

【原則4-11 取締役、監査役における、他の上場会社の役員の兼任状況】

当社は、取締役・監査役の責務が十分に果たせるよう、社外取締役・社外監査役に対して定期的に兼任状況の確認を行っており、現時点における兼任状況は、当社の経営の監督を行なう上で支障はないものと判断しています。社外取締役・社外監査役の兼任状況は、株主総会招集通知にて毎年開示を行っています。

【原則4-11 取締役会全体の実効性に係る分析・評価の結果の概要について】

当社は、取締役会の実効性について(取締役会の運営・構成・役割と責任・改善点等)、年1回アンケートを実施し、その結果を踏まえて社外取締役も含めて意見交換し振り返りを行っております。

2021年6月期に実施した取締役会の実効性評価の結果については、当社取締役会全体の実効性は概ね確保されているものと分析・評価いたしました。また、取締役会の更なる実効性の向上のため、長期的な発展に向けた情報(市場動向、競合分析情報等)に基づく更なる議論等が挙げられました。これらの分析を踏まえて、実効性を更に高めるための取組みを推進してまいります。

【4-14 取締役・監査役のトレーニング】

当社では、取締役・監査役が期待される役割・責務を適切に果たすため、就任時の研修プログラム実施に加え、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めることができるよう、社内勉強会の開催や外部機関が提供する教育プログラムの斡旋、外部団体への加入等、費用面も含めたサポートを行っております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社のIR活動は、当社の「情報開示方針」に基づき、関連法令に順守して適時且つ公平に開示することを方針とし、情報開示の責任者として取締役CFOを任命し、管理部門及び営業部門と連携し業務を進めています。株主や投資家に対しては、決算説明会を年2回開催するとともに、ミーティング等も積極的に実施するよう努めています。また、株主の皆さまとの対話において把握した意見・懸念等については適宜検討し、必要に応じて取締役会へ報告を行い、取締役や監査役との情報共有を図っています。投資家との対話の際は、決算説明会やミーティング等を問わず、当社の持続的成長、中長期における企業価値向上に関わる事項を対話のテーマとすることにより、インサイダー情報の管理に留意しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
伊藤 将雄	3,794,200	48.02
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	429,200	5.43
YJ2号投資事業組合	360,000	4.55
渡邊 和行	340,000	4.30
株式会社日本カストディ銀行(証券投資信託口)	180,200	2.28
三上 俊輔	175,400	2.21
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	169,900	2.15
合同会社クリムゾングループ	160,000	2.02
中村 賀一	107,400	1.35
BBH FOR GRANDEUR PEAK GLOBAL OPPORTUNITIES FUND(常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	106,100	1.34

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

・大株主の状況は、2021年6月30日現在の状況です。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	6月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

-

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
松崎 良太	他の会社の出身者													
伊藤 拓	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松崎 良太		社外取締役の松崎良太氏は、販売先であるきびだんご株式会社の代表取締役ですが、当社にとって1顧客であり取引金額も僅少であります。	金融業界やIT業界での幅広いご経験、及びグローバルで見識を有しており、当社の経営に関して的確な助言を頂けるものと考えております。また、きびだんご株式会社は1顧客であって、当社経営に何ら影響を行使できるものではなく、一般株主との利益相反が生ずる恐れがないことから、独立役員に選任しております。
伊藤 拓			弁護士資格を有しており、法律、経営など高度な専門知識と幅広いご経験から、当社の経営に関して専門的な見地からの助言を頂けるものと考えています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	員数の上限を定めていない
監査役員数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人及び内部監査担当者は、監査の実効性を高めるため、それぞれの監査計画や監査結果の共有、業務の改善に向けた具体的な指示を行う等、定期的に、また必要に応じて意見交換を行い、三者間で連携を図っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
渡辺 智美	他の会社の出身者													
中村 賀一	公認会計士													
田中 裕幸	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f, g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡辺 智美		-	米国公認会計士として、監査法人での実務経験もあるため、専門知識と経験を活かして適正な監査を行っていただけると期待し、選任しています。

中村 賀一	-	公認会計士及び税理士としての知見を有し、当社の属する業界にも明るくかつ上場会社のCFOの実務経験もあることから、その広い見識から適格な指摘を行っていただけるものと考えています。なお、当社は過去に同氏より当社の税務に係る助言を受けておりましたが、現在取引関係はなく、一般株主との利益相反が生ずる恐れがないことから、独立役員に選任しています。
田中 裕幸	-	弁護士及び公認会計士資格を有しており、当社の業務執行体制について法律・会計両面から適切な監査を行って頂けると期待し、独立役員に選任しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入、その他
---------------------------	--------------------

該当項目に関する補足説明

当社の中長期的な成長や、企業価値向上に向けて、対象者の受ける利益を連動させ、対象者の貢献意欲を高めることを目的としてストックオプション制度を、またこれとは別に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的とし、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員
-----------------	-----------------------

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上への士気、意欲を高めることを目的として、取締役、監査役、従業員に対してストックオプションを付与しています。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上のものが存在しないため、個別報酬の開示を行っておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等の額は、株主総会で決議された報酬限度額内で、経営環境、役割、会社への貢献度や業績を勘案して決定することとしています。各取締役の報酬額の決定については、取締役会の決議に基づき代表取締役社長に一任しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役へのサポートは、管理部で行っています。取締役会の資料は事前に資料配布し、社外取締役及び社外監査役が十分な検討時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、取締役会設置会社であり、かつ監査役会設置会社であります。

当社の取締役会は、取締役5名(うち社外取締役2名)で構成され、毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し

ています。取締役会においては、法令及び定款の定めにより、経営上の重要な意思決定を行うとともに、業務執行状況の監督機関としても機能しています。

当社の監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成され、毎月1回定例監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況等、監査役相互の情報共有を図っています。

なお、監査役は、取締役会及びその他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続きを通して、取締役の業務執行状況を監査しています。また、内部監査担当者及び会計監査人と定期的に会合を開催し、緊密な連携をとることで監査の実効性と効率性の向上に努めています。

当社は、会社の規模が比較的小さいため独立した内部監査部門は設けておりません。当社の内部監査は、経営企画室長が内部監査担当者として実施しており、当社が定める内部監査規程に基づき、内部監査計画を策定し、代表取締役社長の承認を得た上で、全部門を網羅するよう内部監査を実施し、代表取締役社長に報告しています。なお、経営企画室に対する内部監査は自己監査を回避するため管理部長が監査を担当しています。

会計監査人は、PwC京都監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から会計監査を受けています。

また、当社は、非業務執行取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は機動的な業務執行を行うために、業務執行取締役を3名としています。また、経営の健全性・透明性向上を果たすことを目的として、社外取締役2名並びに社外監査役3名を選任し、牽制機能は十分有効であると判断し、上記のガバナンス体制を採用しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に努めています。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆さまにご参加頂けるよう、開催日の設定に関しては他社の集中日を避けるとともに、至便な場所(ホテル・貸会議室等)を確保いたします。
電磁的方法による議決権の行使	インターネット等による議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームについては、2021年6月期の定時株主総会から導入しております。
招集通知(要約)の英文での提供	2021年6月期の定時株主総会から、英文の招集通知(要約)を作成し、当社ウェブサイトに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、ウェブサイト上に「情報開示方針」を掲載し、基本方針、開示方法、沈黙期間等について記載しています。詳細は、当社ウェブサイトをご確認下さい。 https://ir.userlocal.jp/	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定時株主総会において、代表者が直近の経営状況や中長期の経営戦略について説明しています。また、年1回以上、個人投資家向けに国内で説明会を開催しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	機関投資家向けに年2回説明会を実施して経営状況を説明しています。また、アナリスト・機関投資家の方との個別面談を実施し、積極的に会社の経営状況や経営戦略について説明を行っています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内にIRサイトを開設し、有価証券報告書、適時開示書類、IRニュース等を掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR活動については、情報開示の責任者としてCFOが担当し、経営企画室が補佐しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、ステークホルダーの立場を尊重し、企業として社会的責任を果たすことを目的とした「ユーザーローカル行動指針」を制定し、当社の役職員全ての者が順守すべき基本的姿勢を定めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、「ビッグデータ×AIで世界を進化させる」という経営理念のもと、先進的な技術や独自のノウハウを活用した事業活動を通じて、社会が抱える様々な課題の解決に向けた取り組みを行っています。具体的な取り組み内容は、当社ホームページにて報告しています。 https://ir.userlocal.jp/sustainability/

<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>当社は適時適切な会社情報を広く公表することが、当社の株主の皆さまを始め全てのステークホルダーの意思決定において重要であると認識しています。こうした認識から、当社ではホームページ、IRサイト、決算説明会等の充実を図ることにより積極的に情報を提供する機会を設けていく方針です。</p>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な人材の育成 当社は、社員が最も重要な資産であり、企業としての成長基盤であると考え、多様な価値観や専門性を持った社員それぞれが最大限に能力を発揮できる組織作りや、将来の企業価値向上に向けた人材の育成等に注力しています。 また、若手社員や女性社員の管理職としての活躍を推進するなど、年齢や性別にかかわらず活躍できる職場作りにも取り組んでいます。 ・働きやすい職場環境の整備 当社では、社員のライフイベントなどに応じた働き方の多様性や自由度を高めることで、ワークライフバランスを考慮した働きやすい環境作りを積極的に進めています。 (具体的な施策) テレワークの実施 会社の近隣に居住する従業員への家賃補助 育児休暇後の復職率100%

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定めており、現在その基本方針に基づき、内部統制システムの運用を行っています。その概要は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令、定款及び社会規範等の遵守を目的として「コンプライアンス規程」を定めるとともに、業務上必要な法令等についてはコンプライアンスリスクとして定期的に開催されるリスク管理委員会を通して取締役及び使用人へ必要な啓蒙、教育活動を推進する。
- (2) 外部の顧問弁護士等を通報窓口とする内部通報制度を制定し、法令、定款違反等の行為の未然防止及び早期発見を図るとともに、違反行為が発生した場合には、迅速に情報を把握し、その対処に努める。
- (3) 内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款並びに当社規程に適合していることを確認の上、代表取締役に報告する。
- (4) 反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対策規程」及び各種マニュアルを制定し、いかなる場合においても金銭その他の経済的利益を提供しないことを社内に周知徹底する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録・保存・管理する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらを閲覧できる。
- (2) またデータ化された機密情報については、当社「情報システム運用規程」並びに「ネットワークセキュリティ規程」に従い適切なアクセス制限やパスワード管理、並びにバックアップ体制を敷くことで機密性の確保と逸失の防止に努める。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社はコーポレートリスクの適切な把握並びに啓蒙を目的として「リスク管理規程」を制定し、当該規程に基づいて管理部長を委員長とするリスク管理委員会を組織する。
- (2) リスク管理委員会は定期的に開催し、当社業務推進上のリスクの把握並びにリスクへの対策を協議し、その結果を必要に応じて社内通知する。
- (3) なおリスクが顕在化した場合は、代表取締役社長を統括責任者とした緊急事態対応体制を敷き、早期の回復に努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は毎月1回の定時取締役会を開催し、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を機動的に行うことで効率的な職務執行に努める。加えて、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- (2) 当社は「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき担当取締役並びに各部門長への権限の委譲を行うことで、迅速かつ効率的な意思決定を確保する。
- (3) 取締役会は、中期経営計画及び年度予算等を策定し、これらに基づいた業績管理を行なう。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人への指示の実効性確保に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。
- (2) 当該補助使用人に対する監査役からの指示については、取締役並びに所属部門長からの指揮命令を受けないこととする。
- (3) 当該補助使用人の人事異動、考課並びに懲戒処分については監査役の同意を得るものとする。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、当該報告者が報告を理由に不利な扱いを受けないための体制及びその他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び使用人は、会社に対し著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発生する可能性が生じた場合もしくは発生した場合、または、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性が生じた場合は、その事実を監査役に遅滞なく報告する。
- (2) 代表取締役社長その他取締役及び監査役は、定期・不定期を問わず、当社にコンプライアンス及びリスク管理への取組状況その他経営上の課題についての情報交換を行い、取締役・監査役間の意思疎通を図るものとする。
- (3) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、監査業務の一環として取締役会議事録並びに稟議書等の重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることができる。
- (4) 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
- (5) 監査役は内部通報窓口である顧問弁護士との情報交換を定期的に行い、重大なコンプライアンス懸念がある事象については、詳細確認を行う。
- (6) 監査役に報告を行った取締役及び使用人について、代表取締役等の管理者は当該報告の事実を理由として不利益な取り扱いを行ってはならない。

7. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査役監査に必要な費用については、毎期の予算策定時に監査役より管理部門に見込みを提示する。会社は、当該費用については会社運営上必要な経費として支給する。
- (2) 当該予算を超過する費用については、事前に監査役より管理部門宛に請求理由とともに申請し、必要な手続きを経たうえで支給する。
- (3) なお上記の支給方法は前払い・後払いいずれの方法も可能とする。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役は、監査役が取締役会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席できる環境を整備するとともに、内部監査担当者、会計監査人及び外部の専門家等と必要に応じて連携できる環境を構築する。
- (2) 監査役は会計監査人及び内部監査担当者と定期的に会合を持ち、各監査人の監査状況を共有し、監査の効率化に努める。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(1) 当社は財務報告の信頼性確保のため、財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価するための体制を構築する。

10. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

(1) 当社は、反社会的勢力に対する毅然とした対応を取ること、反社会的勢力との一切の関係を拒絶することを「反社会的勢力対策規程」に定め、すべての取締役及び監査役並びに使用人に周知徹底する。

(2) 反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、顧問弁護士、警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、方針・基準として、「反社会的勢力対策規程」を定め、「会社はいかなる場合においても、反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供しない。」ことを基本方針としています。また、反社会的勢力排除についての統括部署を管理部とし、反社会的勢力に関する事前の情報収集の手順を定めるとともに、万が一反社会的勢力による不当要求等が発生した場合には、警察及び顧問弁護士等の外部専門機関と連携し対応を行う体制を構築しています。

当社ではインターネット検索および、帝国データバンク、日経テレコンを用いて株主、役職員、取引先の全てを調査しており、特段問題ないことを確認しています。取引先についても新規取引開始時並びに継続取引先については毎年確認を行うことで反社会的勢力と非関与であることを確認しています。株主については、期末株主確定後上位20名については確認することとしています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

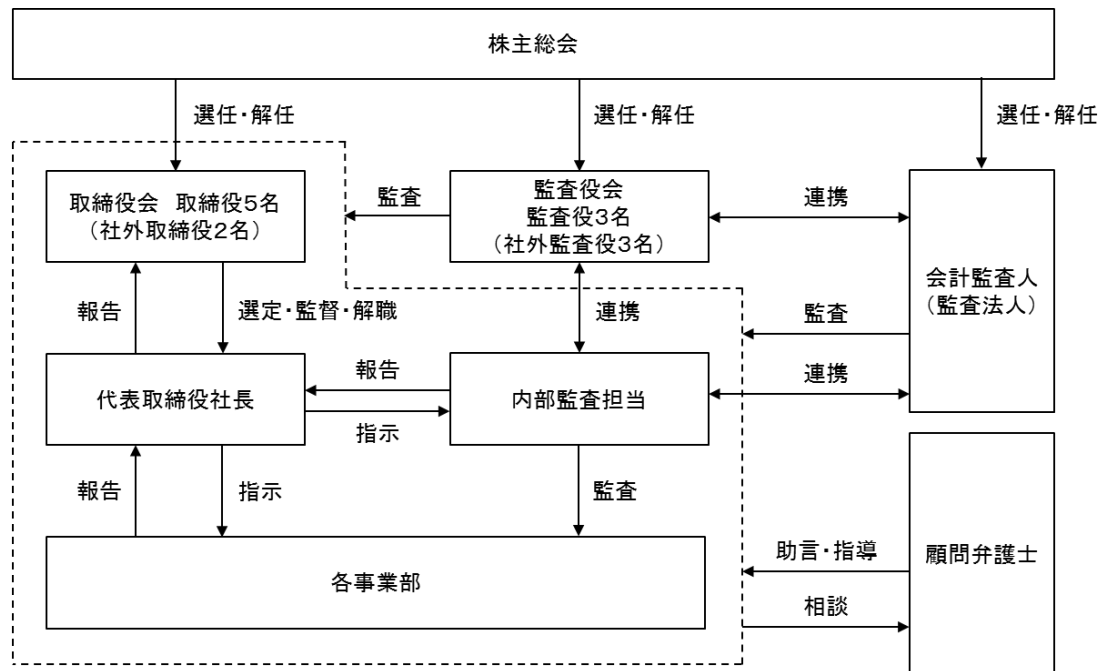
当社は、コーポレートガバナンス体制に関して、

- ・取締役会・監査役会等による経営の監督を充実させ株主の皆さまに対して説明責任が果たせること
- ・経営者として企業を規律し、内部統制の充実を図ること
- ・適時適切な情報開示が出来ること、を重点施策として取り組んでいます。

取締役会においては、月1回の定時取締役会では社外取締役、社外監査役が出席して積極的に意見陳述することにより重要な業務執行に関して、公正な意思決定がなされるよう監督しています。また、内部監査において常勤監査役とも協力しながら、日々の業務フローにおいて適切な牽制が働いていることを確認しています。会計監査においても、会計監査人である監査法人による監査が行われ、重要な会計処理及び内部統制システムについて適宜アドバイスを受け、適切な情報開示に努めています。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は以下の図のとおりです。

【模式図(参考資料)】



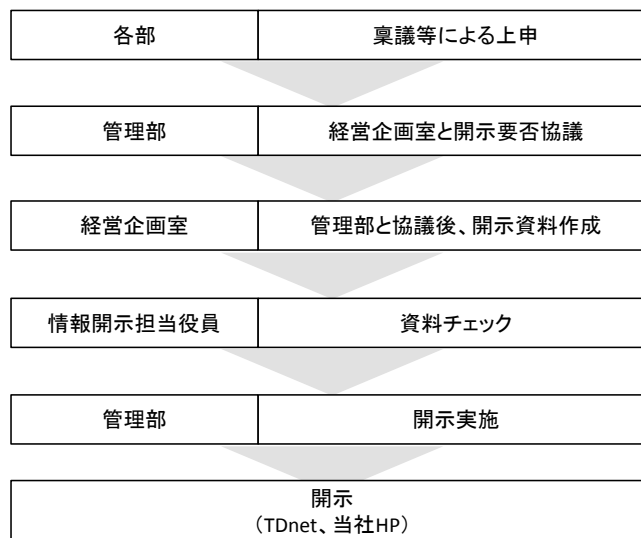
【適時開示体制の概要 (模式図)】

当社では適時開示マニュアルを策定の上、開示情報の内容別に以下の通り開示方法を定めております。

(決定事実の開示)



(発生事実の開示)



(決算情報の開示)

